

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 福祉保健課	安藝 雄一郎
施策名	1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進	事業群関係課(室)	国保・健康増進課、障害福祉課、長寿社会課	
事業群名	① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	5,386,398

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進します。また、生活困窮者に対しては、相談支援体制を整備し自立促進を図るとともに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。さらに、関係機関や団体と連携して依存症問題の対策に取り組むとともに、ひきこもりを対象とした相談支援体制も整備します。

(取組項目)

i) 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備
ii) 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築
iii) 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進
iv) 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進
v) ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備

事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率(累計)	目標値①		36%	58%	80%	100%		100% (R6)	個別避難計画作成については、市町避難行動要支援者担当課長等会議の開催や個別訪問等により県内の進捗状況確認や課題の共有等を行っている。R6.4.1現在、計画の「全部策定」は3市町(14.3%)、「一部策定」は18市町(85.7%)となり、未策定市町はゼロとなった。 しかし、個別避難計画作成済人数の割合は、令和4年度に比べ減少している。これは、作成済みの対象者において、死亡や施設入所、転居等により対象から外れる方々がいること、新たに名簿対象となる方で計画未作成の方が対象として入ってくること、各市町において計画作成の努力は行われているが、作成にあたっては、要支援者本人の同意が必要であることや多くの関係機関との連携が必要であり、相当の時間を要するため作成そのものが進まないという3つの理由が考えられる。 引き続き、国の加速化事業の活用や先進事例の紹介など情報共有を図りながら、市町に対し継続的な働きかけを行うとともに、関係団体との意見交換などの実施により同計画の作成を推進していく。
		実績値②	14% (R元)	7%	15.2%	13.5%			進捗状況	
		達成率②／①		19%	26%	16%			遅れ	

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等	
				R4実績	うち一般財源	人件費(参考)	令和5年度事業内容及び実施状況 (令和6年度新規・補正事業は事業内容)	主な指標	R4目標	R4実績	達成率		
				R5実績					R5目標	R5実績			
				R6計画					R6目標				
				事業実施の根拠法令等									
				事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業			他の評価対象事業(公共、研究等)				
所管課(室)名			事業対象										
取組項目i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	1,369	685	0	●実施内容 事件・事故や災害等の緊急時に、こころのケアを行う専門家チームを結成(CRT)し、教育委員会や学校からの要請に基づいて、緊急に現地派遣できる体制を整備している。 DPATについては、平成28年度の熊本地震を契機に発足。緊急時に現地へ派遣できる体制を図っている。 ●実施状況 CRT(こころの緊急支援チーム)は派遣要請があれば、現地に派遣し、対応を行っている。(1件) DPAT(災害派遣精神医療チーム)についても、災害発生時等、派遣を行っている。(1月 能登半島地震派遣)	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・CRTについては令和5年度1件の派遣実績あり。また、運営委員会、研修会等を開催し、緊急時、迅速な対応ができるような体制を整備している。 ・DPATについては、令和5年度に4名の新規隊員登録を得て、現在11名の隊員が登録されている。 ●事業群の目標達成への寄与 ・緊急時に迅速な対応ができるような体制整備の構築に寄与した。	
				1,501	751	0			3	3	100%		
				1,486	743	0			3				
				精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2条				【成果指標】	40	53	132%		
			H17-			40			55	137%			
			障害福祉課			○			—	—	55		

取組 項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業		54,960	15,884	2,540	●事業内容 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して相談支援を行い、一人ひとりに合わせた住居確保、就労、家計改善など、関係機関との連携により包括的な支援を実施する。 ●実施状況 県の福祉事務所が所管する7町(小値賀町を除く)において、生活困窮者の相談に応じ、アセスメント(困窮の背景・要因を分析し、課題の解決の方向性を見定めること)を実施して個々人のニーズに応じた自立支援計画を作成した。 また、計画に基づいて就労や家計改善支援等の必要なサービス提供を行い、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行った。 離職や廃業により住居を失う恐れがある者に対して、家賃相当分の給付金を支給し、再就職に繋がるよう必要な助言やハローワーク等の関係機関と連携を図った。 生活困窮者支援に関わる担当者の対応力向上や担当者同士のネットワーク構築を図るため、研修企画チームを立ち上げ、研修を行った。 生活困窮及び生活保護世帯の子ども(小・中学生、高校生)に対し学習支援を実施した。	【活動指標】 就労支援対象者数(人)	105	80	76%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・新規相談件数はコロナ禍前と同水準まで減少してきたが、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、1ケースあたりの支援期間は長くなっており、支援計画の作成件数も増加している。 ・就労・増収率については、就労の意欲はあるものの就職に結びつかないケースや、就職してもパート等の非正規雇用のため、以前より収入が増加しないケースがあり、目標達成までには至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・生活困窮者への相談対応を通じ、要配慮者の把握に繋がった。
					47,953	15,567	3,064			105	71	67%	
					112,591	31,789	5,447			105			
			H27-	生活困窮者自立支援法第5・6・7条			【成果指標】	75	59	78%			
								75	39	52%			
			福祉保健課	○	—	—	生活困窮者及び被保護者	就労・増収率(%)	75				
	3	被保護世帯自立推進事業		40,592	26,344	5,740	●事業内容 就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 被保護者の健康管理について、必要な情報の提供、保健指導、受診勧奨その他健康の保持・増進に資する取組を行う。 ●実施状況 就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援を行い、就労自立や増収を推進した。 頻回・重複受診等と認められる被保護者や後発医薬品の使用が可能と判断される被保護者に対し、医療扶助相談・指導員等による受診指導や服薬指導等を行った。 診療報酬明細書の審査・点検を通じ医療費の適正な額の確定を行い、改善を要する被保護者の受診情報等を、福祉事務所に提供し、必要な指導を行った。	【活動指標】 就労支援の取組に参加する者の割合(%)	65	86.6	133%	●事業の成果 ・コロナが5類感染症に移行し、対象者へ接触しやすい環境となったこともあり、ケースワーカーや就労支援員による就労意欲・社会参加意欲の向上等の取組を強化し、活動指標(参加割合)については目標を上回った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・就労支援の取組に参加する者は増加し、被保護者の一定数が就労開始につながったものの、対象者の中には、精神疾患などの病気の再発や、重労働不可など制限がある中で適職が見つからない等により、成果指標(就職割合)の目標達成までは至らなかった。	
				44,482	30,044	5,744			65	93.6	144%		
				47,377	31,355	5,836			65				
			H17-	生活保護法第55条の7及び第55条の8			【成果指標】	50	28.9	57%			
								50	30.1	60%			
			福祉保健課	○	○	—	被保護者	就労支援の取組に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合(%)	50				
	4	生活保護措置費		2,215,921	738,065	4,974	●事業内容 生活困窮者に対し生活保護法に基づき必要な保護を実施し最低生活を保障するとともに、自立を助長するための支援を実施する。 ●実施状況 被保護世帯に対し生活扶助費、医療扶助費等を支給するとともに、担当ケースワーカー等が、日常・社会生活自立、経済的自立に向けた支援を行った。	【活動指標】 生活保護措置費(千円)	数値目標なし	2,215,921	—	●事業の成果 ・生活保護の開始申請に対し、迅速かつ適正に保護を決定した。 ・決定後は、高齢者、傷病者、稼働能力がある者、子どもがいる世帯等、対象毎に援助方針を設定し、ケースワーカーや医療扶助相談・指導員等による支援を行い、最低限度の生活保障と自立の助長が図られた。	
				2,246,294	776,482	4,978			数値目標なし	2,246,294	—		
				2,308,653	754,001	5,058			数値目標なし				
			S25-	生活保護法第71条、第73条及び第75条			【成果指標】	数値目標なし	1,058	—			
								数値目標なし	1,018	—			
福祉保健課			○	○	—	被保護者	生活保護世帯数(世帯)	数値目標なし					

取組項目 ii	5	民生委員費	143,428	142,294	3,061	●事業内容 住民の福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員の適格者を確保し、活動に必要な知識・技術の向上に資するための研修等を実施する。 ●実施状況 民生委員・児童委員の委嘱・解嘱手続きを適正に行うとともに、情勢に即した研修の実施などにより円滑な民間社会福祉活動の推進を図った。 また、民生委員・児童委員についての理解を深め、より多くの方々に活動してもらえるよう、新聞等を活用した広報を行い周知に努めた。	【活動指標】 民生委員・児童委員の活動日数(日)	120	128	106%	●事業の成果 ・活動日数については、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、孤立・孤独問題の深刻化、見守り世帯の増加等もあり、目標を達成した。 ・相談・支援件数については、コロナ禍における活動制限による減少傾向が続いていることに加え、令和4年12月の一斉改選による民生委員・児童委員の交替等のため、見守り活動のみで相談・支援にまで至らないこともあり、相談・支援件数が減少し、目標を達成できなかった。
			137,534	136,376	3,063			120	127	105%	
			143,560	142,211	3,112			120			
			民生委員法第26条					【成果指標】	60	38	
		S41-				民生委員・児童委員の年間相談・支援件数(件)	60	36	60%		
	福祉保健課	○	—	—	県民全般、特に高齢者、障害者、子育て世帯、生活困窮者等		60				
	6	生活福祉資金貸付事業費	1,460,946	9,433	2,296	●事業内容 低所得者や高齢等世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図るため、必要な相談支援を行うことと併せて、無利子または低利子で一時的に必要な資金の貸し付けを実施する。 ●実施状況 失業や減収等により生活に困窮している者について、県社会福祉協議会において、生活費及び一時的な資金の貸付けを行うとともに、市町社会福祉協議会や自立相談支援機関等において継続的な相談支援を行った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する特例貸付については、償還開始に伴うフォローアップとして、償還猶予や免除の手続き、家計改善の支援等を行った。	【活動指標】 資金貸付件数(件)	数値目標なし	2,460	—	●事業の成果 ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯等に対する特例貸付が令和4年度で終了しているため、貸付件数は大幅に減少したが、生活困窮者自立支援法の各事業と連携することで、必要な相談支援ができた。 ・償還率(特例貸付を除く)は目標を達成できており、低所得者等の自立支援や生活意欲の助長促進に寄与している。
			47,334	9,398	2,298			数値目標なし	387	—	
			18,796	9,398	2,335			数値目標なし			
			長崎県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例					【成果指標】	83	82	
		S30-				貸付金償還率(%)	83	83	100%		
	福祉保健課	—	—	—	低所得、高齢、障害、失業者世帯		83				
	7	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(体制強化事業)	67,332	10,665	9,794	●事業内容 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活困窮者の自立支援や生活保護にかかる業務を柔軟かつ機動的に実施するため、相談支援員の加配等を実施する。 ●実施状況 県が所管する7町(小値賀町を除く)の自立相談支援機関や福祉事務所の人員加配による体制強化を図るとともに、現下の情勢における必要な支援を実施した。	【活動指標】 就労支援対象者数(人)	105	80	76%	●事業の成果 ・生活困窮者からの相談に応じ、適切な自立支援計画を作成し、必要なサービス提供を行うとともに、関係機関への同行訪問や支援調整会議により関係機関との連携を図った。 ・新規相談件数はコロナ禍前と同水準まで減少してきたが、コロナ禍の長期化や物価高騰等の影響により、1ケースあたりの支援期間は長くなっており、支援計画の作成件数も増加している。 ・就労・増収率については、就労の意欲はあるものの就職に結びつかないケースや、就職してもパート等の非正規雇用のため、以前より収入が増加しないケースがあり、目標達成までには至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・生活困窮者への相談対応を通じ、要配慮者の把握に繋がった。
			45,327	11,332	1,532			105	71	67%	
			新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化交付金交付要綱					【成果指標】	75	59	
		(R5終了)R3-5					75	39	52%		
	福祉保健課	—	—	—	生活困窮者及び被保護者						
	8	新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業費(生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業)	12,848	0	0	●事業内容 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により生活に困窮される方々への支援体制強化を図るため、官民連携による支援体制構築や、地域におけるNPO法人等民間団体に対する活動支援を実施する。 ●実施状況 行政、生活困窮者支援を行う民間団体などで構成するプラットフォームを設置し、官民連携により、地域の実情に応じた支援策を検討した。 併せて、生活困窮者の支援ニーズの増大に対応した民間団体の活動経費を支援した。	【活動指標】 プラットフォームの設置(組織)	1	1	100%	●事業の成果 ・プラットフォームにおいて、民間団体と地域の実状について情報共有を行ったほか、民間団体の活動経費を支援したことにより、官民連携の体制構築への促進を図った。
			12,500	0	766			1	1	100%	
新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化交付金交付要綱			【成果指標】	45	29			64%			
(R5終了)R4-5					活動支援団体数(件)	45	27	60%			
福祉保健課	—	—	—	NPO法人等民間団体							

取組項目 iii	○	9	自殺総合対策強化事業	38,989	5,042	45,918	●事業内容 民間団体を含む様々な関係機関・団体がそれぞれに役割を担い、連携協力していくことにより総合的な自殺対策を推進し、県内自殺者数の減少を目指す。 ●実施状況 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、保健、医療、福祉、教育、労働、法律、その他の自殺対策に関係する様々な分野の機関や団体がそれぞれに役割を担い、連携して取り組んでいくことを目的に策定した「第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画」(R4～R8)に基づく総合的な自殺対策を推進した。	【活動指標】 長崎いのちの電話相談対応件数(件)	数値目標なし	9,306	—	●事業の成果 ・「長崎県自殺総合対策5カ年計画」に基づく総合的な自殺対策の推進、地域自殺対策強化交付金を活用した自殺対策を実施。 ・自殺者数は、H15年の449人をピークに増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、ここ数年は、180～190人程度で横ばい。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画を推進することにより、総合的な自殺対策の推進に寄与した。	
				31,965	6,106	45,954			数値目標なし	11,560	—		
				39,699	14,953	46,686			数値目標なし				
				自殺対策基本法第3条					数値目標なし	193	—		
			H19-				数値目標なし	集計中	—				
			障害福祉課	○	—	—	一般県民・自殺対策に関係する関係者・民間を含めた関係機関・団体等	自殺者数(人)	数値目標なし				
取組項目 iv	○	10	依存症対策総合支援事業	9,332	4,666	19,133	●実施内容 依存症患者及び家族が抱える多様な問題、課題に対し、適切な支援、治療を受けられる体制の整備を図る。 ●実施状況 ①依存症対策ネットワーク協議会・専門部会の開催 ②依存症専門相談支援(依存症専門相談員の配置) ③依存症専門医療機関の明確化(専門医療機関4、治療拠点機関2の選定) ④依存症関係者研修会の開催 ⑤回復支援 ⑥民間団体活動支援 ⑦普及啓発・情報提供	【活動指標】	438	1,073	244%	●事業の成果 ・相談支援体制の整備、充実を図るため、長崎こども・女性・障害者支援センター主催と保健所単位での研修会を開催し、依存症に関する問題に対応できる人材を育成することができた。 ・また、依存症の専門研修として、e-ラーニングを活用した研修を実施したこともあり、医師等幅広い職種にも参加いただけた。 ・相談件数はコロナの影響もあり減少していたが、R5年度には増加しており、必要な方に、必要な相談支援が行えた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関や民間団体と連携して依存症対策に取り組み、相談支援体制の構築に寄与した。	
				10,557	5,278	19,148			研修会参加者数(人)	1,073	981		91%
				16,234	8,341	19,453				981			
				ギャンブル等依存症対策基本法第6条 アルコール健康障害対策基本法第5条					【成果指標】	1,167	971		83%
			H30-				依存症に関する相談件数(延件数)	971	1,307	134%			
		障害福祉課	○	—	—		1,307						
		11	指定難病対策費	2,527,615	1,304,237	30,612	【活動指標】	数値目標なし	13,665	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ・医療受給者証申請手続等の機会を通じて在宅の難病患者で支援を必要とする者の把握に努め、適切な在宅療養支援へとつなげた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・指定難病患者の受給状況を、市町へ情報提供することにより、避難行動要配慮者の避難行動計画作成に寄与した。		
				2,726,880	1,394,361	30,636		指定難病認定件数(件)	数値目標なし	13,946			—
				2,931,354	1,499,682	31,124			数値目標なし				
				難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条				【成果指標】	—	—			—
	H27-					—	—	—					
	国保・健康増進課	○	○	—	難病患者	—							
	12	難病特別対策推進事業	23,802	13,217	3,061	●事業内容 難病相談・支援センターを設置し、難病患者やその家族等への相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う。 ●実施状況 難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族等への相談支援を行った。また、ハローワークと連携した相談会やセミナーを開催した。	【活動指標】	1,600	1,085	67%	●事業の成果 ・難病患者や家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として療養上の悩み、不安解消等の支援や就労支援に寄与した。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた難病カフェ等の交流イベントを徐々に再開したことにより、相談件数は回復傾向にある。引続き難病患者の自立支援や不安解消に必要なため、継続して支援を行う。		
			21,422	10,711	3,064			R4.5: 難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,600	1,186		74%	
			29,141	13,885	3,113			R6-: 地域交流会の実施回数(回)	12				
			難病の患者に対する医療等に関する法律 第28・29条				【成果指標】	20	13	65%			
			H18-				R4.5: 難病相談・支援センターの支援により就労した人数(人)	20	11	55%			
							R6-: 難病相談・支援センターでの各種相談件数(件)	1,200					
			国保・健康増進課	○	—		—	難病患者・家族					

取組項目 V	13	ひきこもり対策推進事業	712	357	15,306	●事業内容 ひきこもり支援を推進するための体制を構築し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。 ●実施状況 ひきこもり状態にある本人や家族等からの相談支援を実施。 また、ひきこもりの高齢化・長期化から地域で孤立しがちな本人及び家族が、住み慣れた地域において様々な資源に繋がりが、自分らしく生きていけるよう、関連する分野の関係機関等が連携し、包括的な支援の取り組みが進められていく体制の推進を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・長崎こども・女性・障害者支援センターにおいて、専門研修を実施し、ひきこもりに関する問題に対応できる人材を育成することができた。 ・また、当事者のためのフリースペースの開放や、家族教室などの家族支援を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・関係機関と連携し、切れ目ない支援体制構築に寄与した。
			514	257	15,318			1	4	400%	
			913	457	15,562		1				
			生活困窮者自立支援法第7条				【成果指標】	1,100	810	73%	
		H22-	1,100	928	84%						
		障害福祉課	—	—	—	ひきこもり状態にある本人又は家族等	ひきこもり相談対応件数(人)	1,100			
	14	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費				●事業内容 県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成するとともに、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すために制定された「長崎県ケアラー支援条例」の施行に伴い、施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するとともに推進体制を構築する。 ●実施状況 ケアラー当事者及び支援機関に対する実態調査を実施するとともに、有識者会議を開催し、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定した。 また、広報啓発活動として、リーフレットやポスターを作成・配布するとともに、啓発シンポジウムを開催し、県公式YouTubeチャンネルでもアーカイブ配信した。	【活動指標】				●事業の成果 ・ケアラー当事者及び支援機関への実態調査や有識者会議の意見等を踏まえ、令和6年3月に「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定した。 ・また、リーフレットの作成配布、シンポジウムの開催などの広報啓発を通じて、県民のケアラーに対する理解促進につなげることができた。
			12,135	5,120	7,659			R5: 推進計画の策定	策定	策定	
			12,691	0	7,781		R6-: 外部有識者会議の開催(回)	1			
			長崎県ケアラー支援条例				【成果指標】				
		R5-	74	78.4	105%						
		長寿社会課	—	—	—	ケアラー及びその家族、県民、事業者等	ケアラー認知度(%)	77.3			
	15	重層的支援体制整備事業費				●事業内容 地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町における包括的な支援体制を整備するとともに、市町の取組促進に向けた後方支援を実施する。	【活動指標】				—
			11,582	11,582	1,400			重層的支援体制整備事業実施市町数(市町)	2		
			社会福祉法(第6条第3項、第106条の9)				【成果指標】				
			(R6新規)R6-								
		福祉保健課	—	—	—	市町	複合的課題への対応件数(件)	—			

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備 ●実績の検証及び解決すべき課題 こころのケアを行う専門家チーム(CRT)は、令和5年度は1件の派遣実績あり。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、こころの緊急支援チーム運営委員会を設置し、チーム員の登録審査、活動の評価、研修等を実施している。 災害派遣精神医療チーム(DPAT)は、令和5年度は1件の派遣実績あり。平成29年度に設置要綱や活動要領を定め、平成30年には運営委員会を設置した。今後も緊急時、迅速な対応ができるよう、人材育成や資機材の確保を行う必要がある。	●課題解決に向けた方向性 (人材育成) ・CRT - 引き続き基礎研修会、フォローアップ研修会を開催し、緊急時に対応できる人材育成を行う。 ・DPAT - 本県被災時に迅速に対応できるようにDPAT隊の育成訓練を行う。 - DPATの隊員拡充にむけて精神科病院や各種会議での普及・啓発を行う。
ii 生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築 ●実績の検証及び解決すべき課題 (生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業) 必須事業である自立相談支援事業では、各福祉事務所設置自治体(県及び14市町)ごとに自立相談支援機関を設置し、一人ひとりに合わせた様々な支援を行っている。県が所管する令和5年度の新規相談受付件数(本県全体人口10万人あたり20.8件/月)は、厚生労働省の定める目標値(27.0件/月)を下回っており、支援が必要にも関わらず福祉サービス等に繋がっていない生活困窮者が一定数いることが懸念されるため、関係機関と密に情報を共有するなど積極的に支援ニーズを把握する必要がある。 (任意事業の取組推進) 自立相談支援事業とともに実施することが努力義務とされている任意事業については、就労準備支援事業が8市、家計改善支援事業が2市において未実施である。広域的な取り組みを推進していくために、各市町の課題を把握し、課題解決に向けた情報提供等の後方支援を行う必要がある。(就労準備支援事業:13市町実施、61.9%、家計改善支援事業:19市町実施、90.0%) (生活保護受給者に対する就労支援) 就労可能な被保護者に対しては、本人の意向、学歴、職歴、就労能力及び地域の求人状況等を勘案した上で、ハローワークと連携した取組、就労支援員やケースワーカー等による支援に努めているが、失職期間の長期化、就労経験の乏しさ、就労に向けて生活習慣の改善や社会参加能力の向上が必要、自尊感情や自己有用感の喪失、就労意欲の乏しさなど多様で複合的な課題を抱えた者が多く、就職につながりにくい状況にある。 (医療扶助の適正な実施) 生活保護費のうち医療扶助費の占める割合が5割以上を占めている状況であり、医療扶助の適正実施が求められている。また、診療報酬明細書については、適正な医療費の算定を行う必要がある。 (生活保護費の支給) 令和5年度の生活保護受給世帯数は20,529世帯、生活保護人員は25,649人で、保護率は2.03%であった。前年度と比較すると世帯数は245世帯の減、人員は519人の減員となった。本県は全国的に保護率が高いが、医療・福祉施設や就業機会の集中などを背景に都市部の保護率が高いことや、被保護世帯の多くを高齢者世帯、傷病・障害者世帯が占めており、自立が困難なことが要因となっている。	●課題解決に向けた方向性 【生活困窮者自立相談支援、新型コロナウイルス感染症対策セーフティネット強化事業】 生活困窮者の自立支援においては任意事業を併せて行うことが有効であることから、引き続き未実施の自治体に対して、それぞれの課題を把握しながら任意事業の積極的な実施を働きかけ、事業実施自治体の拡大を図る。 物価高騰の影響等により生活が安定しない方に対して、きめ細やかに対応するため引き続き、人員加配による自立相談支援体制の強化を行っていく。 生活困窮者支援に関わる担当者の対応力向上や担当者同士のネットワーク構築を図るため、引き続き研修企画チームによる研修内容の充実を図ったうえで、研修を行っていく。 (生活保護受給者に対する就労支援) 就労に向けて基本的な部分で困難な課題を抱えているため、就労意欲、社会参加意欲の向上等の支援に引き続き力を入れ、ハローワークと連携した取組等につなげていく。 (医療扶助の適正な実施) 医療扶助相談・指導員等による被保護者の頻回・重複受診等に対する受診指導を行うとともに、健康管理の側面から適正な医療受診を助言し、自立助長を推進する。 更に令和3年1月から実施している被保護者健康管理支援事業により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。 また、診療報酬明細書については、審査・点検により過誤請求を是正し、適正な医療費の算定を行う。 (生活保護費の支給) 引き続き、適正な生活保護制度の運用を行う。
【民生委員・児童委員活動の推進】 委員活動の範囲は、子育て支援や、学校との連携、生活困窮者支援、災害時の避難行動要支援者に関することなどさらに広がりを見せているため、社会状況の変化に対応できるよう、活動を行ううえでの必要な知識及び技術の習得を図った。しかし、活動日数は目標を達成したものの、コロナ禍における活動制限による減少傾向が続いていることに加え、令和4年12月の一斉改選による民生委員・児童委員の交替等のため、見守り活動のみで相談・支援にまで至らないこともあり、相談・支援件数が減少し、目標を達成できなかった。 【生活福祉資金貸付事業費】 生活福祉資金の貸付にあたっては生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、相談者の経済状況や生活環境に応じて生活の立て直しのための継続的な相談支援を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響による減収で特例貸付を行った世帯に関して、償還が始まった世帯に対しては、償還猶予や免除の手続き、家計改善の支援に繋ぐ等フォローアップ支援を行っているが、連絡や支援に応じない借受人も一定数いる状況である。	(民生委員・児童委員活動の推進) 支援が必要な方が民生委員・児童委員への相談へつながるよう、引き続き、県・市町広報媒体への掲載等、市町や民児協等と連携して民生委員制度を周知していくとともに、市町等と連携して目標達成に向けた取組を行っていく。 【生活福祉資金貸付事業】 コロナや物価高騰の影響などにより、生活の立て直しが必要な方への相談支援に適切に対応する体制を引き続き整備するとともに、自立相談支援機関と社会福祉協議会、生活保護担当部局がより連携して支援をしていく。

iii 行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進 ●実績の検証及び解決すべき課題 民間を含む関係団体との連携・協力による総合的な自殺対策の推進については、各関係機関の連携や包括的な相談体制の整備が進んできている。また、各圏域でのゲートキーパー養成、若者向け普及啓発活動等、ネットワークづくりも特徴ある取組へと具体化してきている。 ※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。	●課題解決に向けた方向性 引き続き、関係機関による事業の実施、相談対応の手引き集等を活用した研修や連絡会議等を通じて、相談支援技術の強化及び関係機関の連携体制の強化を推進していく。各市町の自殺対策計画に基づいた施策が実施できるよう、県でも支援を行う。 また、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺の高まりを防ぐため、電話や対面での相談に抵抗がある方でも相談できる仕組みとしてSNS相談事業を実施。心のケアが必要な方を早期に発見し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。
iv 関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進 ●実績の検証及び解決すべき課題 依存症に関する相談は増加傾向にあるが、県民が「依存症が病気である」という認識が十分でないことや本人が病識をもちにくく、相談等につながりにくいことを考えると、専門的な相談対応が行える体制の強化と相談窓口の周知が必要である。また、未成年等若い世代からの予防対策と併せて啓発活動を行う必要がある。 依存症の専門医療機関として、4医療機関及び治療拠点機関として1医療機関選定を行っていたが、令和5年4月にアルコール健康障害の治療拠点機関として1医療機関選定を行った。さらに身近で受診できる体制が必要であることから医療提供体制を整備していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 普及啓発等の強化を図るため、県民向けの講演会開催や若年層や新社会人を対象とした講話、リーフレットの配布を実施する。 依存症医療提供体制の整備に向けた医療従事者向けの研修会を開催し、依存症専門医療機関等の選定を行う。 依存症に関する社会資源の乏しい県北・離島地域において、専門医療機関や民間団体と協働した依存症支援体制整備の強化を図る。
v ひきこもりを対象とした、8050問題も含めた相談支援体制の整備 ●実績の検証及び解決すべき課題 【指定難病対策費】 県民サービスの向上と職員の業務負担軽減、業務の標準化や質の向上のため、業務のデジタル化は継続して進める必要がある。毎年13,000件を超える更新作業にかかる業務は職員にかかる負担は大きいと、県民の申請手続の利便性向上と併せて更なる事務の効率化に取り組む。 保健所が行う療養支援のほか、システムを活用した災害時の避難支援や感染症などのリスク対策のために必要な、難病患者の療養状況等の基礎データの情報収集や入力内容のルール化を図る。 【難病特別対策推進事業】 コロナ禍のなか、メールやWeb会議サービスを活用した相談方法の充実、感染症対策を徹底した上でのイベント実施やリモート会議対応の環境整備による施設利用の拡大を図ったことにより、意見交換の場をWebと対面でのハイブリッド方式で実施することができるようになったため、遠方の方も容易に参加できるようになった。 パソコンなどの利用が不得手な高齢者にとっては、対面での相談支援はニーズがあるため、県北地域並びに他地域における相談体制の強化を引き続き検討していく。 難病医療連携体制の構築として、拠点病院、協力病院を指定しており、難病患者の療養支援のために医療機関、その他の関係機関との連携強化のため、難病医療連絡懇談会を定期的に実施。医療機関や行政、関係機関との連携を取りやすい体制、雰囲気作りができた。 【ひきこもり対策推進事業】 8050問題についての実態調査を受け、ひきこもり者及びその家族の抱える問題について、関係機関が情報を共有し連携を図りながら、適切な支援につなげる必要がある。 ひきこもり状態の長期化やひきこもり者及びその家族の支援拒否、無関心などにより支援者の介入が難しい現状がある。 ひきこもり支援者がひきこもりの特性を理解した家族支援や介入方法等を習得し、相談支援技術の向上を図る必要がある。	●課題解決に向けた方向性 【指定難病対策費】 電子申請システムの活用などデジタル技術の活用の検討と併せて、国のデジタル化推進事業に参加し、申請手続きの簡素化や業務効率化を検討する。 保健所と連携し、申請や相談対応などの機会を捉えて難病患者の情報収集を行い、収集した情報内容の入力基準を定め、難病システムによる効率的なデータ管理と業務への効果的な活用を検討する。 【難病特別対策推進事業】 コロナ禍における難病患者の継続的な支援として、メールやWeb会議サービスを活用した遠隔相談などの相談対応の拡充を図ることができた。今回、センターの指定管理者が変更になったこともあり、県北地域を含めた県内全域での相談体制強化を検討していく。 拠点病院である長崎大学病院を中心に新たな難病医療連携体制の構築のため、難病医療連絡懇談会を定期的に実施した。懇談会をとおして、医療機関同士の連携強化を図ることができた。さらに基幹協力病院（仮）を設置し、地域、患者のニーズに柔軟に対応できる体制を検討していくこととした。また、引き続き難病患者や家族の問題解決の支援、アフターフォローに取り組む必要がある。 【ひきこもり対策推進事業】 ひきこもり当事者及び家族支援の充実を図る。 ひきこもり支援関係機関間の連携を強化し、包括的な支援体制の構築推進を図る。 8050問題等、高齢化したひきこもりに対する正しい理解の促進に向けて普及啓発を図る。 ※8050問題：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	こころの緊急支援対策システム整備事業	―	⑥	事件や事故、災害発生時において、対応の遅れがさまざまなストレス要因を抱えることとなり、二次被害リスクが高まることが予想される。緊急時、迅速に対応できるような体制を整えておくため、引き続き協力医療機関の増加や、人材育成、チーム資機材を整備する。	現状維持
			H17-				
			障害福祉課				
取組項目 ii	○	2	生活困窮者自立支援事業	物価高騰等の影響による生活困窮者への緊急的な対応や、生活福祉資金特例貸付の借受人に対する継続的なフォローアップ支援を行うために、自立相談支援機関等の人員体制を強化し、制度の周知・広報、関係機関との連携を積極的に行っていく。	②	令和6年4月の生活困窮者自立支援法の改正により、生活困窮者の自立のさらなる促進を図るため、住居確保が困難な者への自治体による相談支援等の居住支援を強化することとされた。 令和7年度の施行に向けて、地域の居住支援に関するニーズを把握するとともに、住宅部局と連携しながら実施に向けた協議・検討を行う。	改善
			H27-				
			福祉保健課				
		5	民生委員費	民生委員・児童委員との意見交換を行い、活動における課題等を把握したうえで、業務負担及び精神的負担を軽減する取組を進めるとともに、やりがいなどの魅力的な部分を含め、役割や活動内容をよりわかりやすく発信し、次世代のなり手確保につなげる。 また、令和7年度の一斉改選に向けて、市町と連携しながら、地区割や定数など、適正配置への見直しを検討する。	②⑨	民生委員・児童委員は住民の身近な相談相手であり、困りごとを行政や各種サービスへつなぐという、地域に欠かせない役割を担っていることから、理解促進やなり手不足解消を図るため、引き続き、県・市町や社会福祉協議会等の広報誌や新聞等での周知などを行う。 また、活動の参考となる手引き書の改善や研修の充実などにより、業務の負担軽減に向けた取組も併せて進めていく。	改善
			S41-				
			福祉保健課				
		6	生活福祉資金貸付事業費	自立相談支援機関、社会福祉協議会、生活保護担当部局が情報を共有し、借受人に対して償還猶予・免除に関する情報提供や手続きの支援を行うとともに、必要なサービスに円滑に繋がるよう連携を図りながら、地域における支援体制の強化を行う。	②	当事業は、低所得者等の経済的自立及び生活意欲の助長促進や社会参加の促進を図り、生活の安定化に寄与するものであり、引き続き、生活困窮者自立支援法の各事業と連携し、償還能力を見極めながら償還への働きかけや、償還が難しい場合は、家計改善支援や弁護士相談に繋ぐなど必要な相談支援を行っていく。 また、関係機関が支援の実施状況や課題の共有、対策の協議を行えるよう連携体制を構築していく。	改善
			S30-				
			福祉保健課				
取組項目 iii	○	9	自殺総合対策強化事業	電話や対面での相談に抵抗がある方でも相談できる仕組みとしてSNS相談事業を継続して実施。心のケアが必要な方を早期に発見し、関係機関との連携や相談体制の強化を図る。 また、国の自殺総合対策大綱や地域の実情等を踏まえ策定した「第4期自殺総合対策5カ年計画」に基づいた各機関、団体等の自殺対策の進捗状況を確認しながら、総合的な自殺対策に取り組む。	②⑤⑥	SNS相談事業の実績(相談件数や相談内容等)の分析を行い、事業の継続について検討を行う。 また、「第4期自殺総合対策5カ年計画」に基づき、総合的な自殺対策に取り組み、自殺者の減少を図る。	改善
			H19-				
			障害福祉課				
取組項目 iv	○	10	依存症対策総合支援事業	地域の健康診断実施医療機関と、精神科病院や保健所が連携し、依存症の予防及び依存症患者を早期に適切な治療や支援に結び付ける体制づくりのため、R5にアルコールに関するパンフレットを作成した。R6年度は、そのパンフレットを市町の健康診断等で活用を目指し、国保・健康増進課と連携しながら、周知や啓発を行っている。 また、精神保健福祉法の改正(令和6年度)に伴い、市町は精神障害者等の相談支援体制の整備を義務付けられたことから、医療機関との連携や困難ケースへの対応等、市町への後方支援に取り組む。	⑥	これまでの依存症対策について、本県の実情に応じた依存症対策へと見直し、医療機関や民間団体等との連携、相談支援体制等の充実を図っていく。併せて、依存症専門医療機関及び治療拠点機関を中心とした医療機関間の連携を推進し、医療連携体制の整備を図る。	改善
			H30-				
			障害福祉課				

取組 項目 V	12	難病特別対策推進事業	難病医療連携協議会の承認を経て、新たに基幹協力病院を設置し、拠点病院からかかりつけ医まで難病患者に対する支援の役割を明確化し、最適な難病医療連携体制を構築する。 難病患者の相談支援については、リモートによる会議参加、遠隔相談対応など、状況に応じた相談会の実施、県北地区での窓口設置など、長崎地域以外での相談機会の拡大を図ることとし、効果的な相談支援を行う。	②	懇談会などの情報交換を継続しながら、難病患者への支援に対する課題などを整理するとともに、協力病院、基幹協力病院の認定数を増していき、難病患者が利用しやすい医療連携体系を構築を図る。 長崎地域以外での相談支援業務の強化を図るため、各地域での社協との連携や定期的な巡回相談など難病患者の療養生活支援を実施する。	改善
		H18-				
		国保・健康増進課				
	13	ひきこもり対策推進事業	—	②	ひきこもり支援事例集、ひきこもり支援者用情報共有シートの更なる周知に努め、複雑化・多様化する複合的な支援課題を持つ世帯への対応を行う関係機関との連携強化や研修による人材育成等、包括的なひきこもり支援体制整備の更なる推進を図る。	改善
		H22-				
		障害福祉課				
	14	長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業費	「長崎県ケアラー支援推進計画」に基づき、①シンポジウムの開催等による広報啓発、②ケアラーの早期発見・対応ツールの作成、支援を担う人材の育成、③介護離職等防止に関する事業所の取組支援、④民間支援団体等の活動実態調査などを計画的に実施する。	④⑤⑥⑦⑧	広報啓発に加え、県内事業者やその従業員向けにもケアラー支援に関心を高める取組を進め、ケアラーを社会全体で支える機運醸成を図る。 また、令和6年度に作成する早期発見・対応ツールの活用を促すため、支援機関専門職合同研修に盛り込むなど内容の充実を図る。 今後、民間支援団体等の取組を推進するため、令和6年度に把握する活動実態やニーズをもとに事業構築を検討する。	改善
		R5-				
		長寿社会課				
	15	重層的支援体制整備事業費	R6新規	②⑤	県内全市町における包括的支援体制の整備に向けて、重層的支援体制整備事業実施市町を増加させていく。 また、各市町の包括的支援体制整備事業の構築状況や構築に向けた課題を把握し、市町の取組推進に向けた支援を行う。	改善
		(R6新規)R6-				
		福祉保健課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点